

【令和4年度試買テスト】

「子ども用衣料に附属するひもの安全性について」

I 目的

近年、子ども服の量販店やインターネットショップでは、様々なデザイン、素材、価格の子ども用衣料が販売されていますが、附属のひもやリボン、フードは、思いがけない事故につながる危険性があります。

過去のアンケート調査(東京都)では、子ども用衣料に起因したヒヤリハットを経験した割合が高いことも報告されています。そういった状況を踏まえ、平成27年(2015年)12月に子ども服を選ぶ新基準として「JIS L 4129」が制定されました。しかし、JISに適合していることが一目でわかる統一的なマークや表示がなく、インターネットショップやフリーマーケットでは外国製品も数多く販売されています。

そこで、JIS規格をもとに市場に出回っている子ども用衣料に附属する「ひも」の安全性テストと消費者に対する注意喚起表示の状況を調査し、その現状と子ども用衣料を選ぶ際の注意点を情報提供することを目的とします。

II 見取調査

・調査期間:令和4年5月21日～6月4日

・調査店舗:実店舗 7 (大型スーパー2店舗、衣料品チェーンストア3店舗、ベビー・幼児用品専門店2店舗)
インターネットショップ 4

III テスト期間

令和4年5月～令和5年2月

IV テスト対象品 【別表1・2】参照

ひもが附属している年少用衣料を中心に、当該JIS規格の適用除外品だが事故につながる可能性も考えられる衣料を含む20銘柄とした。

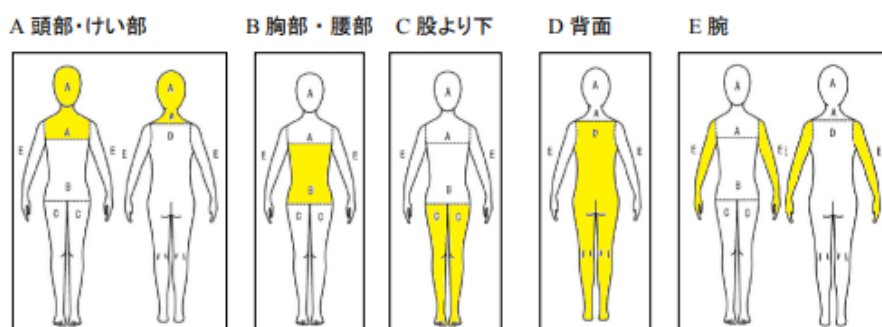
尚、年少用1銘柄は、A・Cの部位2箇所につきひもがあるため、下表の銘柄総数は21となった。

	部位 ^{※1}	年齢 ^{※2}	銘柄数	ひもの種類 ^{※3} 別銘柄数
A	頭部・けい部	年少	7	引きひも:3 装着ひも:1 装飾ひも:1 適用除外 ^{※4} :2
		年長	2	引きひも:2
B	胸部・腰部	年少	8	引きひも:1 装飾ひも:3 結びベルト:2 適用除外:2
		年長	1	引きひも:1
C	股より下	年少	1	引きひも:1
		年長	0	
D	背面	年少	1	装飾ひも:1
		年長	0	
E	腕	年少	1	装飾ひも:1
		年長	0	

※適用除外品は「装着ひも」3銘柄、「装飾ひも」1銘柄に準ずる

<参考>

※1 部 位



【出典:一般財団法人カケンテストセンターHP JIS L4129(子ども用衣料の安全性)の資料公開「製品チェックリスト」より】

※2 年 齢

年少:出生から7歳未満の子ども 年長:7歳以上13歳未満

注記)身長でサイズ区分を行っている場合は、通常、JISサイズの呼び方で、120までが年少用、160までが年長用としている

※3 ひもの種類

子ども用衣料に附属するひもとは、縫い付けなどして衣料に固定され取り外しができないものが対象。但し、結びベルト又は帯は除く

ひもの種類	要 件
引きひも	ひも通し部分、小さな孔などを通して、衣類の開口部又は衣料の一部のサイズを調整するための、調節部分を除いて衣料の外に出ない機能ひも
装着ひも	衣料の開口部の結合、衣料の一部のサイズ調節など、衣料を装着するために通常、衣料に付けられた、引きひも及び調節タブ※以外の機能ひも
装飾ひも	衣料の開口部若しくは衣料の一部のサイズを調節又は、衣料を装着することを目的としない非機能的なひも
結びベルト・帯	衣料に取り付けられていないことが前提。衣料の腰部に巻き付けるテープ状のひもでバックル付きベルトは対象外
※調節タブ	足首、裾、袖口など、衣料の開口部のサイズを調節することを目的とし、一方の自由端が何らかの方法で固定されることを前提として付けられたテープ状の縫製品

【参考:「JIS L 4129」:2015 附属書C(参考)ひもの分類に関する概念図】

※4 適用除外

A 頭部・頸部:日よけスイムキャップ(No.1)、つけ襟(No.3)

「年少の頭部・頸部は、そのひもが何かに引っ掛かった場合、体ごと持っていかれ、結果として首絞め等の危険があるため、L4129での基準は厳しいものになっている。しかし、

帽子やレースの付け襟は、衣類と比べ“脱げる”ため、危険が少ないとも解釈できるため」

【適用除外の考え方について：繊維評価技術協議会(JIS L 4129 原案作成団体) 担当者より回答】

B 胸部・腰部：チェニック(No.16)

胸部・腰部の装飾ひもと解釈できるが縫い付けなどの方法でチェニックに固定されていないため

【参考：一般財団法人カケンテストセンターHP JIS L4129(子ども用衣料の安全性)の資料公開より「JIS L 4129 の解釈Q&A(第3版) No.2」より】

B 胸部・腰部：甚平(No.17)

和装(新生児用肌着、甚平、浴衣)は「JIS LO215 和服及び和装品」を適用のため

【参考：一般財団法人カケンテストセンターHP JIS L4129(子ども用衣料の安全性)の資料公開より「JIS L 4129 の解釈Q&A(第3版) No.33」より】

V テスト項目及びテスト方法

『安全性について』

日本規格協会発行「JIS L4129:2015 子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項」(以下 JIS L4129)に準じて行った。

※対象品が該当するテスト項目のみ抜粋

1 一般要求事項に関するテスト (年少・年長共通)

(1)引きひも、装着ひも及び結びベルト又は帯の自由端が、何かに引っ掛かるリスクを最小限に抑える仕様 (対象:10銘柄、適用除外:3銘柄)

ア 立体感のある装飾の有無

イ ほつれ防止の結び目の有無

ウ ほつれ防止加工(縫い止め、アグレット、ヒートカット等)部分の硬化・突起の有無

(2)引きひもの素抜け防止 (対象:7銘柄)

素抜けを防止のための縫い止め等の有無

(3)固定ループの長さ (対象:3銘柄)

ア 衣類から突き出る固定ループの円周の計測

イ 衣類から突き出ない平らな固定ループの衣類との接合点間の長さを計測

2 頭部及び頸部の範囲に関するテスト

<年少>

(1)引きひも、装着ひも及び装飾ひも附属の有無 (対象:5銘柄、適用除外:2銘柄)

(2)ホルターネックの自由端の有無 (対象:1銘柄)

<年長>

(1)引きひもの自由端の有無（対象：2銘柄）

3 胸部及び腰部の範囲に関するテスト（年少・年長共通）

(1)引きひもの形状と長さ（対象：2銘柄）

ア 最大限開かれた状態(以下開放時)と意図されたサイズまで閉められたとき(以下閉塞時)の各端の長さを計測

イ 自由端がない場合は、閉塞時の最大円周を計測

(2)装飾・装着ひもの形状と長さ（対象：3銘柄、適用除外：2銘柄）

装飾部分を含めた長さを計測

(3)前部結びベルトの長さ（対象：2銘柄）

ほどいた状態の締結点からの長さを計測

4 股から下に位置する衣料の裾の範囲に関するテスト（年少・年長共通）

(1)引きひも、装着ひも及び装飾ひも（対象：1銘柄）

ア 衣類の裾が股から下に位置している場合に裾から下に垂れ下がった状態か否か

イ 衣料が締められたり、閉じられたりしたとき衣類に沿った状態か否か

5 背面の範囲に関するテスト（年少・年長共通）

(1)後部から出す及び後部で結ぶ引きひも、装着ひも及び装飾ひもの有無（対象：1銘柄）

6 腕の範囲に関するテスト（年少）

(1)半袖衣料の引きひも、装着ひも及び装飾ひもの形状と長さ（対象1銘柄）

袖口が肘から上で終わる場合、袖口の開放時に平置きした状態で計測

『表示について』

1 家庭用品品質表示法に基づく表示

2 原産国表示

3 機能性、安全性に関する表示

4 取扱いに関する注意表示

VI テスト結果

『安全性について』

1 一般要求事項に関するテスト（年少・年長共通）【別表3】参照

(1)引きひも、装着ひも及び結びベルト又は帯の自由端が、何かに引っ掛かるリスクを最小限に抑える仕様

ア 立体感のある装飾の有無

装飾ひもを除く対象の13銘柄(No.2、5～9、11、13、14、18、適用除外No.1、3、17)に

は、すべて立体感のある装飾はなかった。

尚、「JIS L 4129:2015 附属書E(参考)リスクアセスメントに関する考慮事項」を鑑みると、装飾ひも7銘柄(No.4、10、12、15、19、20、適用除外No.16)中2銘柄(No.10、20)の自由端片側に付いたNo.10の円形バックル(直径50mm、内寸36mm)とNo.20の長方形バックル(20×40mm)並びに、20銘柄中4銘柄(No.12、15、19、適用除外No.14)のディスプレイ又は吊り下げ目的の衣類内側に付けられたループは、いずれも衣料着用時のリスクが考えられる。

イ ほつれ防止の結び目の有無

JIS L4129において、「ほつれを防ぐ方法の一つである結び目は、あってはならない(リスクアセスメントを実施し、データを持っている場合はこの限りではない)」と規定している。

対象の13銘柄(No.2、5～9、11、13、14、18、適用除外No.1、3、17)中2銘柄(No.7、適用除外のNo.1)に結び目があった。

尚、No.5は、けい部と股下2か所に引きひもがあり、股下の引きひもは自由端がないことから対象外となる。

ウ ほつれ防止加工(縫い止め、アグレット、ヒートカット等)部分の硬化・突起の有無

ほつれ防止の「結び目」があった2銘柄を除く11銘柄(No.2、5、6、8、9、11、13、14、18、適用除外No.3、17)の防止加工は、「折り畳み縫い止め」が3銘柄(No.2、9、14)、「内側折返し」が1銘柄(適用除外No.17)、「端ミシン」が2銘柄(No.13、適用除外のNo.3)、「フリンジング」が1銘柄(No.11)、「アグレット」が2銘柄(No.5、6)、「切りっぱなし」が2銘柄(No.8、18)であった。

ほつれ防止処理により、4銘柄(No.2、9、14、適用除外No.17)はひもより厚みが生じていた。「アグレット」加工の2銘柄(No.5、6)先端は、プラスチック製の筒状(No.5)とプラスチック製の角を落としたキャップ状(No.6)で、いずれも身体を傷つけないよう適切な加工が施されていた。

<アグレット加工先端部分>

【No.5】



【No.6】



(2)引きひもの素抜け防止 <参考5-①>

JIS L4129において「ひものだし口から等距離に位置する少なくとも一か所で、例えば、素抜けを防止するための縫い止めによって、衣類に取り付けなければならない」と規定している。

対象の7銘柄(No.5～9、14、18)中、自由端のない1銘柄(No.5)を除く6銘柄中1銘柄

(No.14)に素抜け防止の縫い止めが一か所あった。1銘柄(No.18)の両ひも先端から70mmの位置にある結び目は、ひもの素抜け防止的役割を果たしていたが、引きひもが片側に偏った場合、その一方が規定寸法を上回ることが考えられるため、同法の「縫い止めによって衣類に取り付けなければならない」との要項は満たしていなかった。

(3)固定ループの長さ <参考5-②>

JIS L4129において「衣類から突き出る固定ループは円周75mm以下で、突き出ない平らな固定ループは衣類との接合点間の長さが75mm以下」と規定している。

対象の3銘柄(No.11、13、15)は、衣類から突き出る固定ループが2銘柄(No.11、13)、衣類から突き出ない平らな固定ループが1銘柄(No.15)であった。衣類から突き出ない平らな固定ループ1銘柄(No.15)の長さは48mmで規定に準じていたが、衣類から突き出る固定ループNo.11は円周が115mm、No.13は円周が100mmと、いずれも規定に準じていなかった。

<衣類から突き出るタイプの固定ループ>

【No.11】



【No.13】



2 頭部及びけい部の範囲に関するテスト

<年少>

(1)引きひも、装着ひも及び装飾ひも附属の有無

JIS L4129において、「引きひも、装着ひも及び装飾ひもが付いたデザイン、製造及び供給してはならない」と規定している。

対象5銘柄(No.2、4、5～7)は、引きひも3銘柄(No.5～7)、装着ひも1銘柄(No.2)、装飾ひも(No.4)で規定に準じていなかった。適用除外の2銘柄(No.1、3)は、いずれも装着ひもであった。尚、引きひもの3銘柄はフード付きのデザインであった。

装飾ひものNo.4は着用時にひもが多少浮いた状態となり何かに引っ掛かる可能性があるかと判断したが、「ひもが浮いているかどうかは、固定されたひもの両端間の長さが身頃と同寸であるかで判断。すなわちひもの方が長ければ身頃から浮いた状態と判断できる。当該品は問題ないと判断すると思われる」との繊維評価技術協議会(JIS L 4129 原案作成団体) 担当者の見解であった。

また、「JIS L 4129:2015 附属書F(参考)子ども用衣料のフードの安全性」において、子ども用衣料のフードについて「子どもの視覚及び聴覚若しくはその両方に制限をもたらすことがある」「対象年齢の子どもの特性、一般に置かれていると考えられる生活環境などを考慮し、デザイン上の意図を十分に検討」「フードが遊具、自転車のハンドル、ドアノブに引っ掛かり首が絞めつけられ窒息するリスク」「フードが引っ張られるなどで、転倒したり首が絞めつけられる」等フード付衣料のデザインに関する安全性への留意事項を挙げている。

<年少のひも付き衣類>

【No.2】



【No.4】



【No.5】



【No.6】



【No.7】



<適用除外>

【No.1】



【No.3】



(2)ホルターネックの自由端の有無 <参考-③>

JIS L4129において、「頭部及びけい部の範囲に自由端があってはならない」と規定している。

対象1銘柄(No.2)は、左右それぞれが分離した自由端を有していることから、規定に準じていなかった。

<ホルターネックひもの自由端>

【No.2】



<年長>

(1)引きひもの形状と長さ

JIS L4129において、「自由端を有してはならない。開放時に突き出たループがあってはならず、閉塞時にループの円周は150mm以下」と規定している。

対象2銘柄(No.8、9)はいずれも自由端を有していることから、いずれも規定に準じていなかった。

<年長のひも付き衣類>

【No.8】



【No.9】



3 胸部及び腰部の範囲に関するテスト（年少・年長共通）

(1)引きひもの形状と長さ <参考-④>

JIS L4129において、「自由端は開放時140mm以下、閉塞時280mm以下で、自由端のない引きひもは閉塞時のループの最大円周は280mm以下」と規定している。

対象2銘柄(No.14、18)はいずれも自由端を有しており、No.14は開放時145mm、閉塞時290mm、No.18は開放時185mm、閉塞時385mmと、いずれも規定に準じていなかった。

<自由端のある引きひも>

【No.14】



【No.18】



(2)装飾・装着ひもの形状と長さ

JIS L4129において、「装飾部分を含めて140mm以下」と規定している。

対象5銘柄(No.10、12、15、適用除外No.16、17)中、装飾ひもは4銘柄(No.10、12、15、適用除外No.16)、装着ひもは1銘柄(適用除外No.17)であった。No.10は175mm、No.12は120mm、No.15は400mmと3銘柄中2銘柄(No.10、15)の長さが規定に準じていなかった。尚、適用除外のNo.16は265mm、No.17は260mmといずれも規定に準じていなかった。

<装飾ひもの形状>

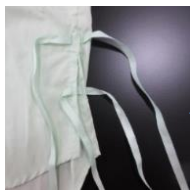
【No.10】



【No.15】



<適用外>【No.16】 ひもをほどいた状態



【No.17】



(3)前部結びベルトの長さ <参考-⑤>

JIS L4129において「ほどいた状態で締結点から360mm以内」と規定されている。

対象2銘柄(No.11、13)は、No.11は215mm、No.13は280mmと規定に準じていた。

4 股から下に位置する衣料の裾の範囲に関するテスト（年少・年長共通）

(1)引きひもの状態 <参考5-⑥>

JIS L4129において、「衣料の裾が股から下に位置している場合、衣料の裾から下にたれさがってはならない。また、締められたり、閉じられたりしたとき衣類に沿った状態にしなけ

ればならない」と規定している。

対象1銘柄(No.5)は、衣料の裾から下にたれさがっており、衣料に沿った状態で固定されていなかったことから、規定に準じていなかった。

<裾部分の引きひも>

【No.5】



5 背面の範囲に関するテスト (年少・年長共通)

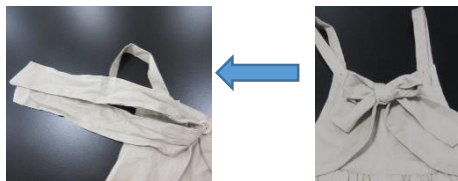
(1)後部から出す及び後部で結ぶ引きひも、装着ひも及び装飾ひも <参考5-⑦>

JIS L4129において、「後部から出す及び後部で結ぶ引きひも、装着ひも及び装飾ひもがあってはならない」と規定している。

対象1銘柄(No.19)は後部で結ぶ装飾ひもを有しており、規定に準じていなかった。

<後部で結ぶ飾りひも>

【No.19】 ひもをほどいた状態



6 腕の範囲に関するテスト (年少)

(1)半袖衣料の装飾ひもの長さ <参考-⑧>

JIS L4129において、「袖口が肘から上で終わる場合、袖口が開放時に平に置いた状態で75mm以下」と規定している。

対象1銘柄(No.20)は、袖口が開放時に平に置いた状態で110mmと規定に準じていなかった。

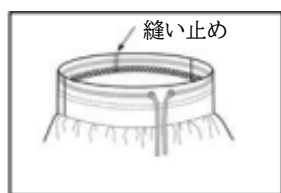
<半袖衣料の装飾ひも>

【No.20】



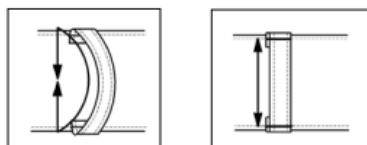
<参考>

① 素抜け防止の縫い止め

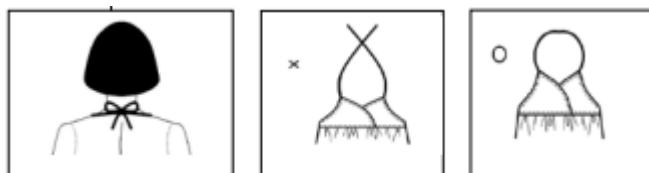


② 固定ループ(ベルト通し)の例

衣類から突き出るループ 平らなループ

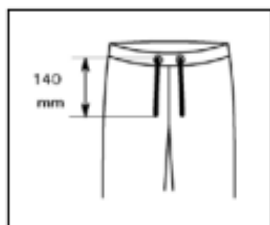


③ ホールネックひもの例

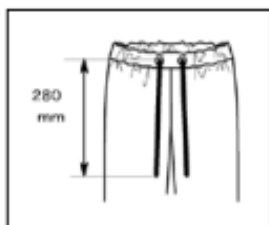


④ 腰部の引きひも

開放時



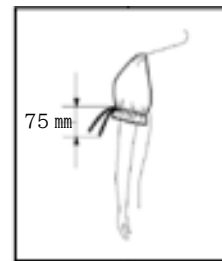
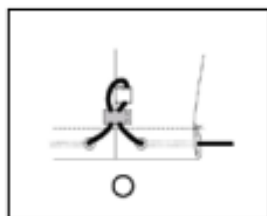
閉塞時



⑤ 衣料前部の許容される結びベルト



⑥ 衣料の裾部分 衣料に沿った状態例 ⑦ 後部で結ぶ装飾ひも ⑧ 半袖衣料の装飾ひも



【出展:一般財団法人カケンテストセンターHP JIS L4129(子ども用衣料の安全性)の資料公開より「JIS L 4129 の解釈Q&A(第3版)」】

『表示について』

1 家庭用品品質表示法に基づく表示

テスト対象品20銘柄は、すべて家庭用品品質表示法の対象品目に当たるため、「繊維の組成、家庭洗濯等取扱方法、表示者名および連絡先」の記載が必要である。20銘柄中2銘柄(No.5、9)は、縫付ラベルや吊り下げタグがないことから、家庭用品品質表示法に基づく表示の記載がすべてなかった。

「繊維組成」表示において、18銘柄中4銘柄(No.1、7、8、18)は日本語表記がされておらず、2銘柄(No.1、8)は英語表記、1銘柄(No.7)は中国語表記、1銘柄(No.18)は縫付ラベルが英語表記、吊り下げタグは中国語表記で縫い付けラベルと吊り下げタグの組成表記が一致していなかった。尚、家庭用品品質表示法では、「日本国内で一般消費者に販売する場合は日本語表記

が必要である」旨を規定している。

「家庭洗濯等取扱方法」表示は、18銘柄中1銘柄(No.7)に記載がなく、2銘柄(No.8、18)は、「洗濯処理記号、乾燥処理記号」がJIS L0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に規定する記号で記載されていなかった(中国国家強制規格GBマーク表示記載)。また、1銘柄(No.18)は、縫い付けラベルと吊り下げタグの取扱い方法表記が一致していなかった。

「表示者名および連絡先」表示は、20銘柄中5銘柄(No.5、7～9、18)に記載がなかった。

尚、表示に不備があった6銘柄(No.1、5、7～9、18)の購入先は、すべてオンラインショップであった。

2 原産国表示

任意表示ではあるが、20銘柄中16銘柄(No.1～4、6、7、10～17、19、20)に記載があり、1銘柄(No.2)は「日本」で、残り15銘柄(No.1、3、6、7、10～17、19、20)は「中国」であった。

3 機能性、安全性に関する表示

機能性に関する表示は、20銘柄中3銘柄(No.1、13、14)に記載があった。「紫外線遮蔽率(UPF)」に関する表示が3銘柄(No.1、13、14)、「接触冷感」に関する表示が2銘柄(No.13、14)、「給水速乾」に関する表示が2銘柄(No.13、14)であった。

安全性に関する表示は、20銘柄中2銘柄(No.10、11)に記載があった。1銘柄(No.10)は、「着用時に装飾部分がドアや遊具などに引っ掛かり転倒や締め付けの恐れ」、1銘柄(No.11)は、「ファスナーを上下させる際に皮膚や生地を噛む恐れ」「着用時に装飾部分がドアや遊具などに引っ掛かり、転倒する恐れ」の旨であった。尚、JIS L4129 規格に適合している旨の表示はなかった。

4 洗濯・取扱いに関する注意表示

20銘柄中15銘柄(No.2、3、4、6、10～20)に記載があり、1銘柄(No.18)は中国語表記であった。主な表示として、「蛍光増白剤入り洗剤使用禁止」が12銘柄(No.2、3、4、6、11～17、19)、「単品洗い」が12銘柄(No.3、4、6、10～16、19、20)、「移染への注意」が10銘柄(No.2～4、6、10、11、15、16、19、20)、「タンブラー乾燥禁止」が8銘柄(No.2～4、6、13、14～16、19)、「アイロンの当て布」が7銘柄(No.3、11～16)、「形を調べて干す」が7銘柄(No.2、4、6、15～17、19)で、他に「ネットの使用」、「摩擦による色落ち」等であった。

Ⅶ まとめ

1 安全性について

(1)一般要求事項に関するテスト

・対象品13銘柄(内適用除外3銘柄)中、何かに引っ掛かる立体感のある装飾品は全銘柄ともなかったが、ほつれ防止のための結び目や縫い止めの方法によっては厚みが出ることから、処理方法の工夫が望まれる。

当該要求事項の対象外であるが、装飾ひも7銘柄(内適用除外1銘柄)のうち、自由端片側にバックルが付いたデザインとディスプレイ又は吊り下げ目的に衣類の内側に付けられたループも、衣料着用時のリスクになる可能性が考えられる。

・引きひもが付いた7銘柄(内3銘柄は年少のけい部引きひも、2銘柄は年長けい部自由端の

ある引きひもでいずれも禁止事項)中、素抜け防止が施されていたのは1銘柄であった。ひもが偏った場合、規定寸法を上回るひもが垂れ下がる可能性もあることから、素抜け防止の縫い止めはリスク軽減に必要と思われる。

(2) 頭部及びけい部の範囲に関するテスト

首回りのひもは、窒息のリスクが高いことから年少用は「引きひも、装着ひも及び装飾ひもが付いた衣料をデザイン、製造及び供給してはならない」(年長用は引きひもの自由端の禁止)と規定しているが、年少用3銘柄と年長用2銘柄は引きひもが付いており(すべてフード付き)規定に準じていなかった。リスクを軽減するためにも、引きひものつかないデザインや、JIS L4129のひもの要求事項には含まれないが、着用する場所に応じて取り外しや収納可能なフードが望まれる。今後、フードについては規格作成が必要と思われる。また、年少用自由端のあるホルターネックひもの水遊び着は、自由端のないひもに調整用パーツを付ける等の改善が望まれる。

(3) 胸部及び腰部の範囲に関するテスト

対象の7銘柄(引きひも2銘柄、装飾ひも4銘柄、適用除外1銘柄)は、ひもの長さの規定に準じていないものが多く見られた。特に装飾ひもは規定より長めの傾向で、ほどけて垂れ下がった時のリスクも考慮すべきと思われる。

(4) 股から下に位置する衣料の裾、背面の範囲に関するテスト

引っかかるリスクが高いと思われる股から下に位置する衣料の裾部分と背面の範囲にひもがあるデザインが2銘柄あった。いずれも、衣料の裾から垂れ下がったループ状の引きひもと背面で結びボン状装飾ひもで、改善が望まれる。

(5) 腕の範囲に関するテスト

対象の1銘柄はバックル付き装飾ひもが両袖に付いた半袖で、先のまとめ(1)にも記載したとおりひもの長さと一緒にバックルのリスクについても考慮が必要と思われる。

(6) 適用除外品について

・「日よけスイムキャップ」

本体および附属の装着ひもは、ポリウレタンを含むポリエステル製のため伸縮性が高く、調整用トグル付きでひもが緩みにくい仕様となっている。帽子後方に付いた帯状の日よけはドアに挟まれやすいリスクがあり、その際、当該帽子のひもは緩みにくいことから一般的な帽子に比べ脱げにくい可能性が考えられる。日よけ部分のデザインを含めひものリスクが考えられる。

・「ブロードチェニック」

縫付されていないリボン状飾りひも(脇下の身体真横部分)が、両脇二か所の前身ごろと後身ごろに開いた穴に通してあり、締結点から265mmの長さがある。縫い付けされていないため、垂れ下がった部分をドア等にはさんでも素抜けする可能性もあるが、リボンのループ状部分に引っかかるリスクは考えられる。

・「甚平」

「JIS LO215 和服及び和装品」に分類されているが、最近では夏場に日常的に部屋着として着用する場面も考えられることから、適用範囲に加えることが望まれる。

2 表示について

(1)家庭用品品質表示法に基づく表示

インターネットショップで購入した7銘柄中6銘柄に表示の不備が見られた。2銘柄は、縫付ラベルや吊り下げタグがないことから、家庭用品品質表示法に基づく表示がすべてなかった。また、一部表示記載がないもの、外国語表記のものや「洗濯処理記号、乾燥処理記号」がJIS L 0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に規定する記号で記載されていないものがあった。消費者が正しく衣料を扱うためにも表示の適正化は不可欠で、改善が望まれる。

(2)機能性、安全性に関する表示

機能性に関する表示は3銘柄、安全性に関する表示は2銘柄に見られた。

機能性に関する表示は、「紫外線遮蔽率(UPF)」、「接触冷感」、「給水速乾」と紫外線緩和や暑さ対策等、子どもの“安心”に配慮した加工がされていた。

安全性に関する表示は、「着用時に装飾部分がドアや遊具などに引っ掛かり転倒や締め付けの恐れ」、「ファスナーを上下させる際に皮膚や生地を噛む恐れ」、「着用時に装飾部分がドアや遊具などに引っ掛かり、転倒する恐れ」と、消費者への注意喚起がされていたが、JIS L4129規格に適合している旨の表示はなかった。当規格は、平成27年(2015年)に制定されたが、まだ認知度は低く、今後、子ども服を選ぶ新基準として生産者、販売者、消費者に広がることが望まれる。

(3)洗濯・取扱いに関する注意表示

20銘柄中15銘柄に記載があり、1銘柄は中国語表記であった。注意表示として「蛍光増白剤入り洗剤使用禁止」、「単品洗い」、「移染への注意」表示が多く見られた。

VIII 消費者へのアドバイス

・今回購入した上着のパーカー、ワンピース、プルオーバー、ウインドブレーカー等にフードにひもが通ったデザインのものや、首の後ろで結ぶひも付きの水遊び着がありました。首周りに垂れ下がったひもやフードはドアノブや遊具に引っかかることや子供同士でふざけ合って引っ張り合うことで窒息する危険性も考えられます。また、フードの深さによっては視覚・聴覚を遮る可能性もあります。首周りに垂れ下がったひもやフード付きデザインはできるだけ避け、同じフード付きでもひもないタイプや取り外せるタイプのデザインを選ぶことや実際に着用するときの状況に応じて使い分けることでリスクを軽減しましょう。

・ズボンやスカート類にも前面や背面でひもを結ぶデザインがあり、垂れ下がったひもがドアにはまれることや自転車のタイヤに巻き込まれることで転倒する危険性も考えられます。長すぎるひもや垂れ下がったひもや飾りは、かわいくても購入前に「安全面」についても考えてみてください。

- ・今回インターネットショップで購入した衣料には、ひもの安全性が配慮されていないと思われる衣料が見られました。また、家庭用品品質表示法で規定されている「繊維の組成、家庭洗濯等取扱方法、表示者名および連絡先」の表示がされていない衣料もありました。インターネットショップやフリマアプリでは、輸入品やハンドメイド等様々なデザインの子ども服が販売されていますが、実店舗と違い、実物を見て・触って確認することができません。購入時には安全に配慮して作られた衣料か確認が必要です。尚、mercariでは「子供服を出品する際に注意していただきたい安全基準について」と題して、「経済産業省ウェブサイト(「JIS L4129」)」と「NACS標準化を考えるウェブサイト」を紹介しています。“売る”立場に限らず、“買う”立場にも参考になりますので、ぜひ見てみて下さい。
- ・今回購入した2銘柄に「着用時に装飾部分がドアや遊具に引っ掛かり、転倒する恐れがある」旨の注意表示がありました。消費者への啓発としては必要なことですが、JIS規格に適合しているわけではありません。また、2銘柄に「UVカット」表示があり、子どもは皮膚が薄いことからUVカット機能を持つ衣類は子ども服の“安心”基準の一つとして、購入時の参考になります。
- ・JIS規格は任意の規格であるためメーカーへの強制力はありません。JIS規格に適合していることが一目でわかる表示があると商品選択の参考になりますが、統一的なマークはなく、その旨を表示するか否かはメーカーや販売店の判断となります。子どもの安全を守るのはメーカーだけではなく、保護者や周りの大人の配慮も必要と思われまます。

IX 改善を要すると考えられる事項

- ・首回りのひもは、窒息のリスクが高いことから、年少及び年長向けのけい部に引きひものついた5銘柄(No.5～9)及び年少用で自由端のあるホルターネックひものついた1銘柄(No.2)については、改善が望まれる。
- ・何かに引っかかるリスクが高いと思われる年少用の股から下に位置する衣料の裾部分と背面の範囲にひもがある2銘柄(No.5、19)については、改善が望まれる。
- ・家庭用品品質表示法に基づく表示がされていなかった2銘柄(No.5、9)及び同法に基づく表示の不備があった6銘柄(No.1、5、7～9、18)については、改善が望まれる。